

うわまち病院の建替え方針を決定しました

～ 市立2病院体制を維持、移転建替え ～

市立うわまち病院は、築50年以上を経過しているため建替えを検討しています。

これについては、今後の市立2病院のあり方とともに、平成27年2月に市立病院運営委員会に諮問し、本年3月に答申をいただいたところです。この答申をもとに、庁内関係部局で検討を重ね、8月20日に企画調整会議を開催し、次の2点の方針を決定しました。

1 市立2病院体制を維持します

現在、本市は「うわまち病院」と「市民病院」の2つの市立病院を開設しています。今後も、この市立2病院体制を維持していきます。

【理由】

①入院需要の増加への対応

神奈川県地域医療構想での将来推計において、平成37年（2025年）の三浦半島地域での必要病床数は、平成28年（2016年）と比較して599床の不足となっています。

増加していく入院需要に対応していくため、現在の市立2病院の規模を維持していく必要があります。

②将来的な入院需要の増加と減少への対応

構想区域内の将来的な入院需要は、平成42年（2030年）頃までは、総人口は減少するものの75歳以上人口が増加することなどに伴い増加傾向となっています。

平成42年（2030年）頃をピークに入院需要は減少に転ずるものの、平成52年（2040年）頃までは減少幅は緩やかであり、ほぼ横ばいであると見込まれていますが、総人口の減少が続くと見込まれることから、その後は徐々に減少していくことが考えられます。

入院需要の減少局面への対応は、市民病院が概ね築35年以上を経過しており、20年後には再整備をする必要があることから、その際に病床数の調整をしていくことが合理的です。

③2病院統合の実現困難性

市立2病院を統合する場合、入院需要の増加と減少の両面に適切に対応できる新病院の建設は、病床規模の設定の面で困難です。

また、両病院を統合した規模の新病院を建設するとなると、広大な建設用地（約4万㎡）を確保しなければならず現実的ではありません。

さらに、現在は市の西地域の医療供給を市民病院が担っていることから、新病院についても西地域をカバーできる立地とする必要がありますが、西地域に両病院を統合した大規模病院を建設することは、経営面を考慮すると現実的ではありません。

2 うわまち病院の建替えを移転建替えで行います

老朽化したうわまち病院を建替えます。建替えは、現在地ではなく移転して行います。

【理由】

①進入路の要件から開発行為の同意が困難

現地での建替えは、基本的に開発行為に該当し、原則として9 m以上の幅員の進入路が必要となります。しかし、現状の幅員は5.5m程度であり、開発行為の同意を受けることが困難です。

また、道路の拡幅を行うには最低でも10年程度の時間を要する見込みですが、うわまち病院の建物は築50年以上が経過し老朽化が進んでおり、道路整備が終了するのを待つことは困難です。

②土砂災害特別警戒区域の指定が見込まれること

現地敷地内の一部が土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域（いわゆる「イエロージーン」）」に指定されています。県は、現在、順次「土砂災害特別警戒区域（いわゆる「レッドゾーン」）」の指定作業を行っています。

レッドゾーンの指定を受けた場合、開発行為を行うためには、土砂災害防止法に基づく特定開発行為の許可を神奈川県から受けた上で都市計画法の開発行為の同意を得ることになりますが、法面に相応の防災対策を行う必要があり、相当の時間を要することが見込まれます。

3 今後の予定

「建替え場所」「新病院の病床数」「建替え後の市立2病院の機能」は、今年度中に決定したいと考えています。